



陳情28第 2 号

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する陳情

平成 28 年 2 月 21 日

つくば市議会議員 塩田 尚様

陳情者 住所

氏名

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

東京情報大学心理教育コース准教授 臨床心理士

○陳情趣旨

我が国は、「児童の権利条約」(1994年)を批准しており、第9条3で「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。2014年には、ハーグ条約も批准しており、前文で「条約加盟国は子どもの利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。」とあり、国際間の子どもの連れ去りを禁止しています。しかし、国内法の未整備から、国内での子どもの連れ去りは未だ容認されています。

国内においては、2012年には民法も改正され、766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とあり、初めて、面会交流・養育費が明記されました。

しかし、現実には、離婚届出が、養育費・面会交流を取り決めなくても受理されることも多く、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが現状です。

これらのことから、2014年3月、国会では超党派議員40名以上が参加し、「親子断絶防止議員連盟」(会長:保岡 興治・自民党)が設立され、親子断絶防止法の法制化への検討が進められており、一層これらの動きを加速する必要があると考えます。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで(頻繁で継続的な面会交流・十分な養育費)、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関(内閣総理大臣・法務大臣・衆議院議長・参議院議長)に提出して下さい。

○陳情事項

実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に意見書を提出して下さい。